

随意契約理由書

件名	令和5年度下水道緊急工事（上新田3丁目）
契約の相手方	副島建設工業株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約理由	<p>本工事は、天竺川左岸堤防にある下水道マンホールが破損し、堤防土砂が一部流出しているため、マンホールの改修を行うものです。</p> <p>今後の降雨によりさらに土砂流出が進行すれば、河川堤防の損壊や河川に隣接する家屋への損害が発生する恐れがあり、早急に改修する必要があります。</p> <p>つきましては、早急に対応が可能である副島建設工業株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約の締結を行うものです。</p>
備考	